

平成26年度市町村職員の給与・定員管理・勤務条件等の状況【概要】

平成26年12月25日
高知県総務部市町村振興課

I 給与の状況

1 給与水準について

○県内市町村の、一般行政職の平均給料月額が312,332円（平均年齢41.8歳）となっており、昨年と比べ、2,758円（平均年齢▲0.2歳）低くなっている。
○ラスパイレス指数については、平成26年4月1日現在で97.2となっている。
＜詳細版P2～5＞

○平均給料月額（一般行政職）

- ・市： 316,421円（前年値 319,259円 対前年比▲2,838円）
【全国平均 324,410円 対前年比▲2,427円】
- ・町村： 304,357円（前年値 306,606円 対前年比▲2,249円）
【全国平均 311,569円 対前年比▲2,286円】
- ・市町村： 312,332円（前年値 315,090円 対前年比▲2,758円）

○ラスパイレス指数

- ・市： 98.2（前年値 98.2 対前年比±0） 【全国平均 98.6 対前年比+0.1】
 - ・町村： 95.1（前年値 94.5 対前年比+0.6） 【全国平均 95.6 対前年比+0.2】
 - ・市町村： 97.2（前年値 97.1 対前年比+0.1）
 - ・ラスパイレス指数が100を上回っている市町村は高知市のみで、その他の市町村はいずれも100を下回っており、高知県のラスパイレス指数（98.2）未満となっています。
- ※県内市町村のラスパイレス指数が100を上回るのは、平成15年の高知市（100.3）以来11年ぶり。（ただし、平成24年及び平成25年の数値は国家公務員の特例減額前の俸給と比較）

2 技能労務職給料表について

○平成26年4月1日現在、技能労務職員がいる26市町村のうち、国の行政職俸給表(二)に準じた給料表を定めているのは、19団体となっている。
○国の行政職俸給表(二)を適用されている職員とラスパイレス指数を試算し比較すると、県全体で116.9となっている。

＜詳細版P8～9＞

○給料表

- ・国公行(二)に準じた給料表の団体：19団体 【H25年度：19団体】

○ラスパイレス指数

- ・市： 120.7（前年値121.1 対前年比 ▲0.4）
- ・町村： 108.9（前年値109.9 対前年比 ▲1.0）
- ・市町村： 116.9（前年値117.4 対前年比 ▲0.5）

※技能労務職員がいない団体：8団体（田野町、馬路村、芸西村、大川村、梶原町、日高村、津野町、四万十町）
【H25年度：8団体】

3 勤務成績の評定について

- 県内市町村において、勤務評定（人事評価を含む）を実施又は試行している団体は、平成25年度で30団体となっている。
- そのうち、評価結果を昇給区分の決定に活用した団体は10団体、勤勉手当の成績率の決定に活用した団体は14団体となっている。

<詳細版P10~12>

○勤務評定

- ・実施又は試行中：30団体 【H24年度：30団体】
- ・実施していない：4団体（宿毛市、四万十市、本山町、三原村） 【H24年度：4団体】

○昇給

- ・昇給区分の決定に評価結果を活用：10団体
（高知市、室戸市、奈半利町、芸西村、大豊町、土佐町、いの町、中土佐町、佐川町、
梶原町） 【H24年度：10団体】
- ・全員一律の昇給：24団体 【H24年度：24団体】

○勤勉手当

- ・成績率の決定に評価結果を活用：14団体
（高知市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、芸西村、大豊町、土佐町、
いの町、中土佐町、佐川町、梶原町、黒潮町） 【H24年度：12団体】
- ・全員一律の成績率で支給：20団体 【H24年度：22団体】

II 定員管理の状況

- 平成26年4月1日現在の県内市町村の職員数（教育長を含む。）は、9,284人で前年と比べて5人の減少となっており、平成に入り最多であった平成12年の職員数と比べると2,393人（▲20.5%）減少している。
- 各団体においては、地域の実情に応じ、必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施していくため、自主的かつ適正な定員管理に取り組んでいる。

<詳細版P13~15>

○H26年職員数（教育長を含む）：9,284人（前年値 9,289人 対前年比▲5人）

【H12年：11,677人】

○部門別職員数の状況

一般行政部門（福祉関係以外）	3,087人（構成比 33.3%）
一般行政部門（福祉関係）	2,638人（構成比 28.4%）
教育部門	1,013人（構成比 10.9%）
消防部門	686人（構成比 7.4%）
公営企業等会計部門	1,860人（構成比 20.0%）

Ⅲ 勤務条件の状況

○県内市町村において、病気休暇の上限期間が国の「90日以内又は3月以内」を上回る団体は3団体となっている。

○結核性疾患等の特例を設けている団体は27団体となっている。

<詳細版P16~22>

○病気休暇の上限期間

- ・国と同等の「90日以内又は3月以内」の団体：31団体
- ・国を上回る期間の団体：3団体 【H25年度：5団体】

<内訳>

180日以内又は6月以内：1団体（土佐市）

150日以内又は5月以内：1団体（土佐清水市）

120日以内又は4月以内：1団体（大月町）

○結核性疾患等の特例

- ・特例を設けていない団体：7団体
- ・特例を設けている団体：27団体 【H25年度：25団体】

<内訳>

結核性疾患の特例のみを設けている団体：19団体

結核性疾患及びその他特定の疾患の特例を設けている団体：8団体

Ⅳ 福利厚生事業の状況

○平成25年度の職員互助会への公費支出額は180,086千円であり、平成16年度に比して354,636千円（▲66.3%）の減少となっている。

○福利厚生事業の実施状況を公表している市町村は、平成26年9月30日現在で、24団体となっている。

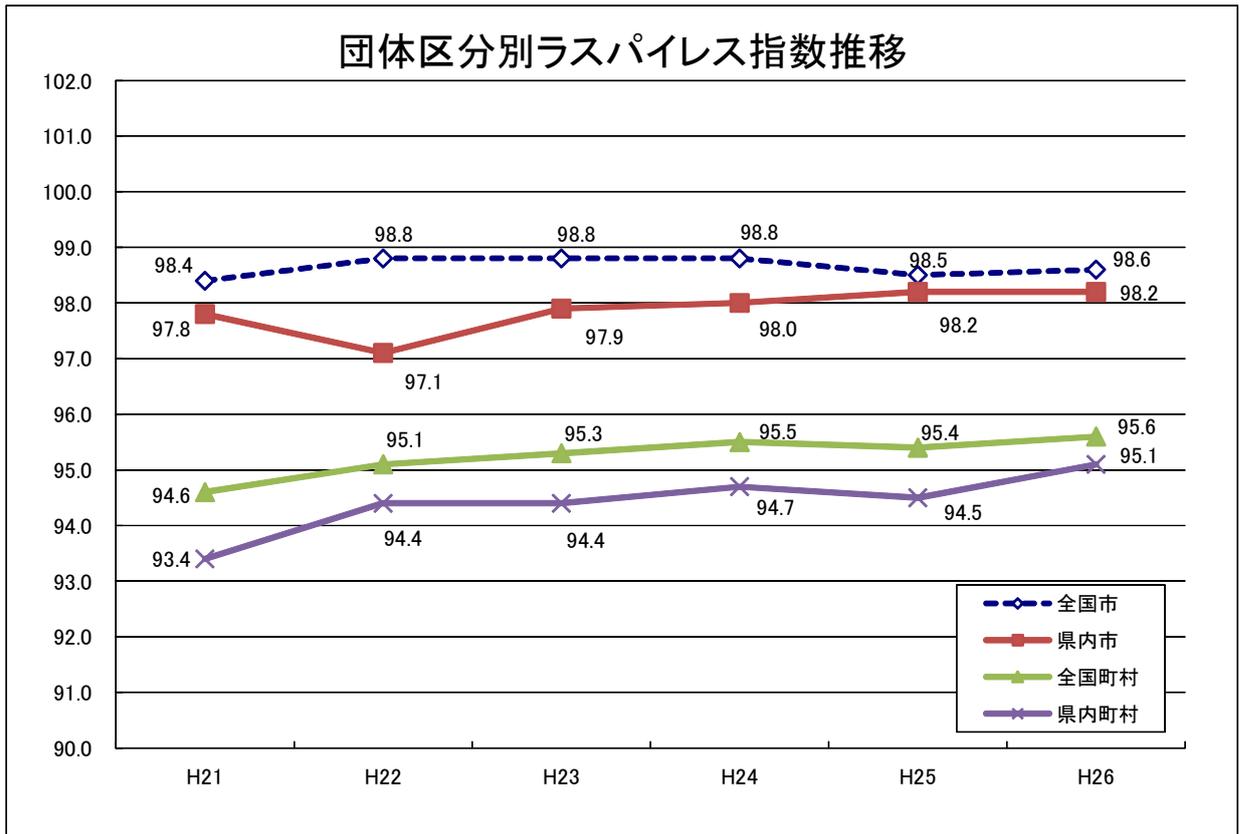
<詳細版P23~25>

○県内市町村の職員互助会等への公費支出額

- ・H25年度決算：180,086千円（対H16年度決算比▲66.3% 【H16年度：534,722千円】）

※平成16年度末に総務省より示された『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』により、平成17年以降、各市町村において福利厚生事業の見直しが行われた。

○福利厚生事業を公表している市町村（H26.9.30現在）：24団体 【H25年度：30団体】



※H24、H25は国の給与減額措置の影響を加味しない数値です。

